第十二条第二項中「受託者の」の下に「氏名又は」を、「住所」の下に「又は居所」を加え、「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第十三条中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第十四条第一項各号中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改め、同条第二項第一号中「管理口座」を「法人等保有口座」に改め、同項第二号中「算定割当量の種別ごと」を「国際協力排出削減量」に改める。

第十五条中「算定割当量」を「国際協力排出削減量」に改める。

第十六条第一項中「属する算定割当量」を「属する国際協力排出削減量」に、「算定割当量振替申請」を「国際協力排出削減量振替申請」に、「当該算定割当量」を「当該国際協力排出削減量」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項第三号、第四号」を「第五十六条第一項第一号から第四号まで」に、「算定割当量振替申請」を「国際協力排出削減量振替申請」に改める。

第五章を削る。

第二十九条第一項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「第五十七条の九第三項」を「第五十条第三項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第五号中「第五十七条の十一第二項」を「第五十二条第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号中「第五十七条の十七」を「第五十七条の二」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「国の管理口座に無償で算定割当量を移転する場合又は同項第五号に掲げる者が」を削り、第六章中同条を第二十一条とし、第三十条を第二十二条とする。

第六章を第五章とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされた同法第二条の規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「旧法」という。）第九章の規定により算定割当量の管理（旧法第四十三条第一項に規定する算定割当量の管理をいう。）を行っている口座名義人（旧法第四十五条第二項に規定する口座名義人をいう。）に係る旧法第四十五条第三項の規定により当該口座名義人の管理口座に記録されている算定割当量（旧法第二条第七項に規定する算定割当量をいう。）については、この政令による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第四章並びに第二十九条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第二項（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

3　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第十項中「（同令第二十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「同令第十一条第二項第五号」を「同項第五号」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

省令

○総務省令第九十二号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

総務大臣　村上誠一郎

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信設備エンジニア室及び番号企画室）	（番号企画室及び企画官）
第五十八条　電気通信技術システム課に、電気通信設備エンジニア室及び番号企画室を置く。	**第五十八条**　電気通信技術システム課に、番号企画室及び企画官一人を置く。
2　電気通信設備エンジニア室は、電気通信技術システム課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。	［新設］
一　電気通信設備の設置及び維持管理に携わる技術者に関すること（次号及び第三号に掲げるものを除く。）。	
二　電気通信事業法第四十五条に規定する電気通信主任技術者及び同法第七十一条第一項に規定する工事担任者の試験に関すること。	
三　電気通信事業法第七十四条第一項に規定する指定試験機関及び同法第四十九条第四項に規定する登録講習機関の指定及び登録に関すること。	
3　電気通信設備エンジニア室に、室長を置く。	
4　［略］	2　［同上］
5　［略］	3　［同上］
［削る］	4　企画官は、命を受けて、電気通信技術システム課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。